

令和7年2月3日

瀬戸市議会議長
小澤 勝 様

(陳情者)

瀬戸市

都市計画道路・第3環状線（名鉄瀬戸線との交差構造を見直し）の整備を管理・所有する愛知県に、早期に検討に入ることを求める陳情書

1. 陳情の趣旨

交通ネットワークの形成（外環状道路網）は、市街地内を経由することではなく本市を通過する交通を処理が主な目的で、市街化区域の外周に整備する幹線道路です。

第3環状線は、尾張旭市新居の森林公園東の交差点から瀬戸の東山口までになっています。現在、国道363号（瀬戸港線）の長根交差点から川北汗千線の平町交差点までの間が整備されています。

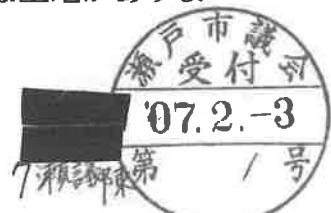
南山交差点からすぐ南に名鉄瀬戸線の踏切がありますので、朝の通勤時間帯に春日井市方面から車が多く、南山交差点と名鉄瀬戸線を通過するのに、青信号が7回ほど代わるころになって、やっと通過できると「ボヤイテ」いる人も見えます。酷いときには、県営松ヶ丘住宅近くまで車の渋滞があることも、私も見ています。

この第3環状線の沿線は、整備されているところでも住宅地として利用されているところが多くあります。本来は、全線が開通されれば、利用目的が店舗や商業的な敷地に変わり、まちづくりに寄与できることになります。そして、幹線道路の路線価額が利用状況を反映して、市税の歳入になります。

周辺の市は、市街地区域内で土地区画整理事業が盛んに施行されて、まちづくりの骨格になる道路・交通網、商業施設等、生活に必要な整備がされています。市街化区域の春日井市：78%、長久手市：約80%、そして尾張旭市：約53%と同事業がされています。

瀬戸市は、市街化区域の22.6%（菱野団地、水野団地、サンヒル上之山を含む）に留まっています。本市では、土地区画整理事業ができない条件が重なっていることではないかと思われます。

早くから中心市街地に建物が密集し、瀬戸川の両側に平坦な土地がありま



ですが、その先に急な坂道になっていて、土地所有者の敷地面積も小さく、しかも、その地形で、造成工事に費用がかかりすぎることとなりますので、困難だったと思います。

土地区画整理事業がまちづくりに効果を発揮できるのは、整理後の土地価額が大きく上昇が見込まれることが必要です。そのことを上記の周辺市が明らかにしています。

私が述べたいことは、都市計画道路の整備に瀬戸市が熱意をもって取り組んでいる状況が伝わってこないことです。第3環状線、追分線など整備を困難な課題が起きると、見送ってきていた姿勢を改めて、都市計画道路整備事業に力点を置くことを願っているからです。土地区画整理事業のことを説明することにより、まちづくりの構想が分かりやすいと思いましたからです。

2. 陳情事項

- ①. 都市計画道路・第3環状線（名鉄瀬戸線との交差構造を見直し）の整備を愛知県担当部に、瀬戸市議会としてお願いをすること。